

林業薬剤管理指導指針

1 林業薬剤使用の管理指針

林業薬剤は極力使用しないこととするが、病虫害被害がまん延する可能性がある場合、都・研究機関等の指導を受け、生態系や周囲住民に配慮する。

2 薬剤の使用

(1) 都等の指導

薬剤の使用にあたっては、都等と協議の上、適切な管理のもと林業薬剤の散布作業を行う。

(2) 関係者との連絡・調整

林業薬剤の影響を受ける地域の関係者との協議ができる体制を維持すること。

(3) 林業薬剤の保管・管理

林業薬剤の保管・管理にあたっては、関係法令を遵守し厳格に対処する。使用した薬剤が残った場合は、所定の場所に保管し、薬剤の漏出，流出，滲出が起こらないようにする。

3 安全対策・周辺環境対策

(1) 病虫害がまん延した場合、地域関係者と連絡をとりながら作業を実施する。

(2) 周囲の土地利用状況を把握し、水系等に影響を及ぼさないように努める。

(3) 地域住民や関係者と協議ができる体制を維持する。

(4) 林業薬剤の取扱いに十分注意し、安全教育を徹底する。

4 その他

(1) 森林病虫害等防除法、農薬取締法等関係法令及び財団「危険物等管理保管要綱」を遵守する。

(2) 委託先に対し、当指針に基づく管理、使用の徹底を周知、指導する。